

## 狩猟免許などの取得にかかった費用を助成します！

初めて狩猟免許や銃砲所持許可を取得し、その年度内に福山市内の  
猟友会で狩猟登録を行った場合に、対象経費の2/3（百円以下は切  
り捨て）を助成します。

### 【対象者】

- ・福山市内に住所を有する者
- ・当年度内に新たに狩猟免許等を取得する者（追加取得者と免許更新者  
は対象外。）
- ・狩猟免許取得後、その年度内に福山市内の猟友会で狩猟登録を行っ  
た者
- ・市税を完納している者（申請時に完納証明書の添付が必要です。）
- ・広島県の狩猟免許取得助成事業の助成を受けていない者

※広島県の狩猟免許取得助成事業については、広島県猟友会(082-227-7890)へお問い合わせください。

### 【対象経費】

- ・狩猟免許(初心者)講習会
- ・狩猟免許試験
- ・初心者猟銃等講習会
- ・射撃教習資格認定
- ・猟銃所持許可



○申請を希望される場合は、狩猟免許を取得し、狩猟登録を行った後に  
福山市農林水産課までお問い合わせください。

また、申請時に対象経費の領収書の添付が必要です。

### 【お問い合わせ先】

〒720-8501

福山市東桜町3番5号

福山市経済環境局 農林水産部 農林水産課

電話（084）928-1033（直通）